

住民課

☎89-3334

国民年金保険料と納付方法のお知らせ

◆平成24年度(4月～3月)の国民年金定額保険料は、月額 14,980円・付加保険料は、月額400円です。

※付加保険料は、第1号・任意加入被保険者の希望により、定額の保険料に上乗せして納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

手続きはお早めに!!!

◆国民年金保険料の1年前納・6カ月前納・月々の早割納付は、口座振替が割引で可能です。

※すでに口座振替で前納されている方で引き続き第1号被保険者である方は、手続きは必要ありません。

※一部納付(一部免除)されている方の口座振替は、「毎月納付(翌月振替)」のみのご利用となります。

※月末が休日の場合は、翌営業日が引落日となります。

◆納付書による、1年前納も割引があります。

◆クレジットカード納付について  
クレジットカード納付は、被保険者ご自身から事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行うものです。(クレジットカードを提示して、直接納付する方法ではありません。)

なお、クレジットカード納付では口座振替による毎月振替早割は適用されません。また、1年前納・6カ月前納の割引額は現金納付の割引額となります。

クレジットカード納付をご希望の場合は、年金事務所へお申し込みください。

お問い合わせ先

住民課または各支所町民課 備後府中年金事務所  
☎(0847) 41・7421

環境衛生課

☎89-3336

農業集落排水使用料算定及び減免等の変更について

農業集落排水処理施設使用料の算定や減免措置について一部変更しました。

使用人数は、これまでどおり「4月1日現在の住民基本台帳記載人数」を基準に算定しますが、1年間は、原則使用人数の変更はしません。(神石高原町農業集落排水処理施設条例第16条)

年度途中での出生による増員の届出も必要ありません。ただし、次の場合は使用人数や料金の変更ができます。

【使用人数の控除】

- ① 高校や大学等へ就学し、1年以上町外等へ居住又は居住予定の場合  
② 1年以上、高齢者施設等へ入所又は入所予定の場合

※町外等への居住や施設への入所を証明できるものを添付し、4月27日(金)までに申請してください。

【使用料の還付】

- ① 年度途中で、6カ月以上入院した場合

※使用料を還付します。領収書等の入院を証明できるものを添付し、申請してください。

【使用料の減免】

- ① 地震、風水害及び火災等の不可抗力で排水設備が使用できなくなった場合  
② 死亡により使用人数が減員となった場合

※申請のあった翌月から減額します。

お問い合わせ先・提出先

環境衛生課又は各支所町民課



福祉課

☎89-3335

託児所「たんぽぽ」のご案内

託児所「たんぽぽ」は、0歳から保育所または幼稚園入所(園)前の子どもさんをお預かりしています。利用を希望される方は、随時申し込みを受け付けています。

○場 所 小島総合福祉施設内(旧小島中学校)

○利用対象者 保育所入所前の乳幼児並びにその他必要とされる方

○開所日 月曜日から土曜日(日曜・祝祭日は休所)

○利用時間 午前7時から午後7時

○月極め預かり 基本料金 町内 1月当たり28,000円 町外 1月当たり43,000円

※2人目からは減額措置があります。  
・光熱水費 1月当たり1,000円  
・給食代 普通食 1食200円 離乳食 1食150円  
・おやつ代 実費  
○一時預かり 基本料金 町内 1日当たり 4,000円 町外 (1時間当たり500円) 1日当たり 5,000円 (1時間当たり650円)

※光熱水費、給食代、おやつ代

が別に必要です。

○町内の方の利用料金を改定(減額)します。

税制改正による扶養控除の廃止等、保護者の経済的負担を軽減するため、町内に居住されている利用者の方の平成24年度の基本料金を引き下げます。  
基本額(1月当たり) 改定前 33,000円  
↓改定後の基本額 28,000円

2人目からの減額措置 改定前 23,000円  
↓改定後の基本額 18,000円

3人目からの減額措置 改定前 13,000円  
↓改定後の基本額 8,000円

●利用申し込み及びお問い合わせ先  
託児所たんぽぽ  
☎89・3577

学童保育のご案内

町内4カ所で小学生が放課後や夏休み等の長期休業中に過ごすことのできる施設を開設しています。利用を希望される方は、事前に利用申込書を提出してください。

○利用できる人 町内小学生で保護者が昼間家庭にいない児童並びにその他必要な児童

○保育内容 宿題・生活習慣指導・遊び・読書・音楽・制作(工作・スポーツなど)。

夏休み等の長期休業中は、楽しい行事も取り入れながら活動しています。

○休館日 日曜日、祝日、年末年始、警報の出た日

地区	実施場所	保育時間		利用料	お問い合わせ・申し込み先
		平日	土曜日・夏・冬・春休み		
油木	やまびこクラブ 油木館 (油木小学校 総合学習棟)	放課後 午後6時	土曜日・夏休み等 午前8時～午後6時	平日 200円	シルバー人材センター ☎89-0121
神石	やまびこクラブ 神石館 (神石高原町 トレーニングセンター)			土曜・夏休み等 300円	シルバー神石事務所 ☎89-4081
豊松	やまびこクラブ 豊松館 (豊松老人福祉センター)			入所時 500円	シルバー豊松事務所 ☎84-2267
三和	やまびこクラブ 三和館 (旧小島中学校・わらべ)				シルバー三和事務所 ☎85-2500

産業課

☎89-3337

森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

※詳しくは役場産業課又は広島県林業課(☎082・513・3688)までお問い合わせください。